

令和 7 年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字内海・青島・清武町加納
都城市	都城市夏尾町・吉之元町
延岡市	延岡市川島町・北一ヶ岡・緑ヶ丘・二ツ島・南一ヶ岡、北方町槇峰・椎畑、北川町川内名
日南市	日南市大字楠原・酒谷・伊比井・毛吉田
小林市	小林市真方・北西方・細野
日向市	日向市美々津町、東郷町下三ヶ、幸脇
串間市	串間市大字崎田・大平・大納
西都市	西都市大字鹿野田・都於郡町・八重
えびの市	えびの市大字末永・東長江浦
国富町	東諸県郡国富町大字深年・須志田
綾町	東諸県郡綾町大字南俣・入野・北俣
高鍋町	児湯郡高鍋町大字南高鍋
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字大河内・不土野
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡
南那珂森林組合	串間市都井・市木

2 調査期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで